

廃第1889号-4

令和7年3月27日

近隣都県産業廃棄物関係

業界団体会長 様

千葉県環境生活部廃棄物指導課長

(公印省略)

千葉県県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱に係る手続の  
ちば電子申請サービスによる受付について (通知)

日頃から本県の産業廃棄物行政に御協力いただき御礼申し上げます。

このたび、千葉県県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱(以下「要綱」という。)に基づく手続について、ちば電子申請サービスを利用して提出することが可能となりました。

つきましては、今後の要綱に基づく手続については、原則、ちば電子申請サービスを利用するよう、貴協会会員に周知をよろしく申し上げます。なお、県外産業廃棄物排出事業者には別紙のとおり周知したことを申し添えます。

〔 <担当>  
環境生活部廃棄物指導課  
指導企画班  
TEL 043-223-2757 〕